

○国家公安委員会告示第三十四号

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第三条、第四条、第五条第二項、第八条及び第十条第二号の規定に基づき、平成十六年国家公安委員会告示第九号（関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条の規定に基づく複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立又は監督に関する手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等）の全部を改正し、公布の日から施行する。

令和三年六月二十五日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

（公益法人の設立又は監督に関する手続等）

第一条 関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条に規定する公益法人の設立又は監督に関する手続等は、国家公安委員会の所管に係る公益法人の設立又は監督に関する共管申請等に係るものとする。

(申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準)

第二条 規則第四条に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、国家公安委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

(申請等を書面等により行う時に併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項を入力する方法)

第三条 規則第五条第二項に基づき申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。

(処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準)

第四条 規則第八条に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、国家公安委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

(処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により受けることを希望する旨を届け出る方法)

第五条 規則第十条第二号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨は、規則第五条第一項の方法により届け出るものとする。